

手続の流れ（上下水道局が発注）

豊田市

申請者

事前協議 ※1

事前協議 ※1

分担金額決定
決定通知書
納入通知書

提出

布設申込書
給水申請書

通知

工事着手 ※2

納付

分担金納付
(工事費用等 + 事務費)

変更の手続
(工事の変更を行う場合)

工事完成

完成検査

精算額決定
精算決定通知書
(還付・追徴)

分担金の還付・追徴の手続

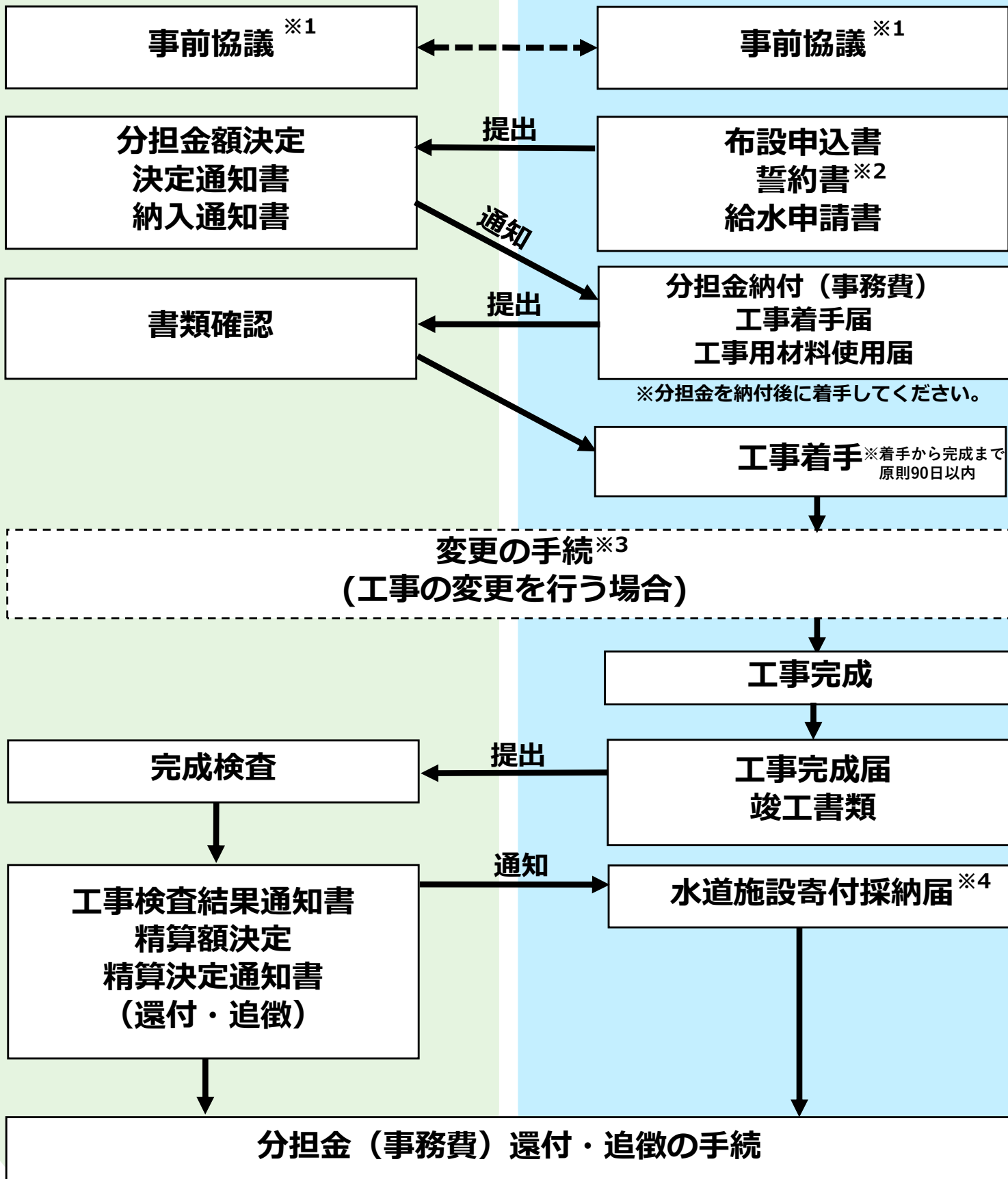
※1 布設申込書を提出する前までに協議をお願いします。

※2 納付確認後、工事着手します。

手続の流れ（申請者が発注）

豊田市

申請者



※1 布設申込書を提出する前までに協議をお願いします。

※2 申請者が工事を発注する場合に提出が必要です。

※3 事前に協議をお願いします。

※4 工事検査結果通知書を受理した日から7日以内に提出してください。